

## 独立行政法人国立美術館の東京国立近代美術館工芸館の石川県への移転に係る検討状況について

文化庁、(独)国立美術館、石川県、金沢市においては、「政府関係機関移転基本方針」(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき、東京国立近代美術館工芸館(以下「工芸館」という。)の石川県移転について検討を行ってきました。

この度、工芸館移転の基本的な考え方について、下記のような結論を得たので公表することとします。なお、これらは現時点における予定であり、今後の検討により内容が変更される場合があります。

### 《工芸館移転の基本的な考え方》

#### ●移転施設・場所

- ・工芸館が移転する施設(以下「移転施設」という。)は、石川県及び金沢市が協力して現工芸館と同規模程度の施設を整備することとする。
- ・移転施設は、石川県金沢市本多の森公園内(「石川県立美術館」と「いしかわ赤レンガミュージアム」の間の敷地)に整備する。(別紙1)
- ・移転施設は、旧陸軍第九師団司令部庁舎、旧陸軍金沢借行社を移築・活用することを念頭に関係機関との調整を進めることとする。(別紙2)
- ・移転施設は、耐火・耐震機能や温湿度管理機能に配慮するなど、美術館としての機能が充分発揮できるよう整備することとする。

#### ●開館時期

- ・移転施設の開館時期は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間を目途として調整することとする。

#### ●運営

- ・移転施設の運営は石川県、金沢市等の最大限の協力を得つつ(独)国立美術館が行うこととする。

#### ●所蔵作品

- ・移転施設には、美術工芸作品を中心に現工芸館所蔵作品の半数以上を移転・収蔵することとする。

#### ●展示内容

- ・移転施設における展示内容については、石川県、金沢市の要望等を踏まえつつ、(独)国立美術館において決定することとする。

#### ●連携事業

- ・移転に向けた機運の醸成等を図るため、(独)国立美術館、石川県、金沢市の連携した取組として連携事業を実施することとする。

平成28年度：年度後半に、石川県立美術館において特別展の開催を予定  
平成29年度以降：石川県立美術館において、毎年、特別展を開催する他、石川県内美術館における巡回展の開催等を検討

#### ●その他

- ・移転施設の詳細や管理運営に係る体制、運営に当たっての石川県・金沢市の協力体制や経費負担の考え方、移転する趣旨を踏まえた名称等については、文化庁、(独)国立美術館、石川県、金沢市で引き続き検討を継続することとする。